

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年3月23日(2006.3.23)

【公開番号】特開2001-273298(P2001-273298A)

【公開日】平成13年10月5日(2001.10.5)

【出願番号】特願2000-82608(P2000-82608)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/30 1 1 0 F

G 06 F 17/30 1 7 0 G

G 06 F 17/30 3 2 0 A

G 06 F 13/00 3 5 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月31日(2006.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】デジタルコンテンツ選択方法及び配信方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示画面に表示された複数のデジタルコンテンツの中から所望のデジタルコンテンツを選択するデジタルコンテンツ選択方法であって、

個々のデジタルコンテンツを表すコンテンツアイコンを前記表示画面にスクロール表示し、所望の前記コンテンツアイコンを前記表示画面上で指示することにより、当該コンテンツアイコンに対応するデジタルコンテンツを選択可能とすることを特徴とするデジタルコンテンツの選択方法。

【請求項2】

前記コンテンツアイコンのスクロールの方向または速さを設定するためのスクロール操作ボタンを前記表示画面に表示し、前記スクロール操作ボタンを前記表示画面上で指示することにより、スクロールの方向または速さを設定可能とすることを特徴とする請求項1記載のデジタルコンテンツ選択方法。

【請求項3】

所望のコンテンツアイコンが指示されると、前記スクロールを止め、前記表示画面上に新たなウィンドウを開き、該ウィンドウ内に、指示された前記コンテンツアイコンに対応するデジタルコンテンツの概要を表示することを特徴とする請求項1または2記載のデジタルコンテンツの選択方法。

【請求項4】

ネットワークを介して接続された利用者端末へデジタルコンテンツを配信するデジタルコンテンツ配信方法であって、

サービスプロバイダは、ディジタルコンテンツ情報を蓄積管理するコンテンツサーバと、利用者端末からの要求に応じてコンテンツ情報をおよびコンテンツ検索の支援のための情報を配信する配信サーバとを備え、

前記利用者端末からコンテンツ検索の要求を受けて、前記コンテンツ検索の支援のための情報として、個々のディジタルコンテンツを表すコンテンツアイコンをスクロール表示し、所望の前記コンテンツアイコンを指示することにより、当該コンテンツアイコンに対応するディジタルコンテンツを選択可能とするコンテンツ検索画面の情報を前記配信サーバにより前記利用者端末に送信し、

前記利用者端末から選択コンテンツの配信要求を受けて、前記コンテンツサーバに蓄積されている前記配信要求に対応するディジタルコンテンツを前記配信サーバにより前記利用者端末に送信することを特徴とするディジタルコンテンツ配信方法。

【請求項 5】

前記サービスプロバイダは、利用者の個人情報を収集及び管理する個人情報管理サーバをさらに備え、

前記コンテンツ検索画面の情報を利用者端末に送信する際、前記個人情報管理サーバにより管理されている当該利用者の個人情報に応じた情報を送信することを特徴とする請求項4に記載のディジタルコンテンツ配信方法。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ディジタルコンテンツ選択方法及び配信方法に係り、特に、電子書籍、音楽、映像、ゲーム等のディジタルコンテンツを選択して顧客にネットワークを介して配信するディジタルコンテンツ選択方法及び配信方法に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明の目的は、前述した問題点を解決し、顧客が膨大なコンテンツの中から自分の要求を満たすコンテンツを容易に探し出すことができるような支援を行うことを可能にしたディジタルコンテンツ選択方法及び配信方法を提供することにある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明によれば前記目的は、表示画面に表示された複数のディジタルコンテンツの中から所望のディジタルコンテンツを選択するディジタルコンテンツ選択方法であって、

個々のディジタルコンテンツを表すコンテンツアイコンを前記表示画面にスクロール表示し、所望の前記コンテンツアイコンを前記表示画面上で指示することにより、当該コンテンツアイコンに対応するディジタルコンテンツを選択可能とすることにより達成される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

また、前記目的は、ネットワークを介して接続された利用者端末へデジタルコンテンツを配信するデジタルコンテンツ配信方法であって、サービスプロバイダは、デジタルコンテンツ情報を蓄積管理するコンテンツサーバと、利用者端末からの要求に応じてコンテンツ情報を検索するための検索機能を備え、前記利用者端末から検索の要求を受付けて、前記検索機能の支援のための情報を配信する配信サーバとを備え、前記利用者端末から検索の要求を受付けて、前記検索機能の支援のための情報を配信する配信サーバにより前記利用者端末に送信し、前記利用者端末から検索機能の支援のための情報を配信する配信サーバにより前記利用者端末に送信することにより達成される。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【発明の実施の形態】

以下、本発明によるデジタルコンテンツ選択方法及び配信方法の一実施形態を図面により詳細に説明する。